



**旭川市立日章小学校**

# **学校いじめ防止基本方針**



**平成26年4月**  
**(令和8年4月 改定)**

# 【目 次】

はじめに

第1章	いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1	いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
2	市立学校の責務等	1
3	いじめの定義等	3
第2章	学校が実施するいじめの防止等の取組	
1	本校のいじめの実情および令和7年度の目標	7
2	児童が主体となった取組の推進	7
3	いじめ防止のための組織の設置	7
4	いじめ防止の取組	8
5	いじめの早期発見と積極的な認知	10
	◇いじめ発見・見守りチェックリスト	12
	◇家庭用子どもの様子チェックリスト	13
6	◇主な相談窓口	14
7	いじめへの対応	16
8	いじめの解消	18
9	家庭や地域、団体との連携	18
	関係機関との連携	19
	◇早期発見・事案対処マニュアル	20
10	◇いじめ事案対応フロー	21
	◇いじめ等に関する相談対応フロー	22
11	いじめの重大事態への対応	23
12	学校いじめ防止基本方針の見直しと公表	24
13	学校いじめ防止プログラム	25

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、これまでも教職員が一丸となって、「いじめは人として決して許されない行為」であること、また「いじめはどの学校でも、どの児童でも起こりうる」という認識のもと、いじめられている児童がいた場合には最後まで守り抜き、いじめを行なっている児童にはいかなる理由であってもその行為を許さず毅然と指導するとともに、その背景にも目を向け、その防止と対処に努めてきたところです。

さらには、全校わくわく体育や百人一首等の異学年交流、児童会主催の鬼ごっこやドッジボールなどの全校一斉の取組や挨拶運動など、小規模校の特性を生かした活動をとおして、児童の良好な人間関係の構築し、いじめを未然に防止する活動を実施してきました。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、児童や教職員、保護者等がよりよい関係をどう築いていくか、ということ为学校経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」といいます。）」や「北海道いじめ防止基本方針」、旭川市の「旭川市いじめ防止対策推進条例」を踏まえ、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、いじめ防止対策委員会を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

## 第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

旭川市では、全ての市民がそれぞれの役割と責任を自覚し、いじめから児童生徒の生命と尊厳を守ることができる社会の実現を目指し、以下を基本理念とします。

○いじめの防止等のための対策は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であるとの認識の下、全ての児童生徒が安心して生活し、及び学ぶことができるようにし、並びに学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

○いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、他の児童生徒に対して行われるいじめを知りながら見て見ぬふりをせず、いじめの防止のために主体的に行動できるようにするため、児童生徒のいじめの問題に関する理解を深めることを旨として行われなければならない。

○いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、保護者、市民等及び関係機関の連携の下、当該児童生徒が苦痛を感じている状況を積極的に捉え、速やかに対応するとともに、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

## 2 市立学校の責務等

本市においては、条例により、市立学校の責務が次のとおり定められています。

### 第5条 市立学校の責務

市立学校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第22条に規定する組織を置くとともに、基本理念にのっとり、当該市立学校全体でいじめの防止等に取り組む責務を有する。

- 1 市立学校は、在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、法第22条に規定する組織において、迅速かつ適切に対処する責務を有する。
- 3 市立学校は、市長が実施するいじめの防止等のための対策に協力するものとする。

本校は、条例第5条の規定にのっとり、迅速かつ適切に学校全体でいじめの防止等に取り組みます。また、条例では、保護者の責務、児童生徒の心構え及び市民等の役割についても、次のとおり定められています。

### 第6条 保護者の責務

保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対し、他の児童生徒に対する思いやりその他の倫理観を養うために必要な指導を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切に当該児童生徒をいじめから保護するとともに、学校、市又は関係機関に相談するよう努めるものとする。
- 3 保護者は、市及び学校が行ういじめの防止等のための対策に協力するよう努めるものとする。

### 第7条 児童生徒の心構え

児童生徒は、互いの人権を尊重し、他の児童生徒に対して思いやりを持って接するよう努めるものとする。

- 2 児童生徒は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であること及び他の児童生徒に対して決して行ってはならないことを理解し、いじめの防止に主体的に取り組むよう努めるものとする。
- 3 児童生徒は、いじめを受けたと思われるとき、又は他の児童生徒がいじめを受けているとき、若しくはいじめを受けていると思われるときは、速やかに、学校、保護者、市又は関係機関に相談するよう努めるものとする。

### 第8条 市民等の役割

市民等は、基本理念にのっとり、児童生徒に対する見守り、声かけ等を行うなど、児童生徒と触れ合う機会を大切にするよう努めるものとする。

- 2 市民等は、児童生徒がいじめを受けているとき、又はいじめを受けていると思われるときは、速やかに、市、学校又は関係機関に相談又は通報を行うよう努めるものとする。

本校は、児童に対しては、いじめについてしっかりと理解し、いじめ防止に主体的に取り組まれるように、また、いじめを受けたり、見たりしたときは、速やかに学校や保護者、市又は関係機関に相談するように指導します。保護者や地域に対しては、ホームページや学校だより、学級通信等で学校の取組や状況をお知らせするとともに、学校運営協議会や保護者懇談等を活用し連携を図ります。

### 3 いじめの定義等

#### (1) 「いじめ」の定義

条例では、「いじめ」をはじめとする用語について、次のように定義しています。「いじめ」については、法第2条における定義と同内容であり、いじめを受けた児童の主観を重視した定義としています。

##### 第2条 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

##### (1) いじめ

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係<sup>1</sup>にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめを理解するに当たっては、次のことに留意します。

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめを受けた児童の立場に立って行います。
- 法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努める。例えば、いじめを受けた児童の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定する児童がいることが考えられる。このことから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺の状況等を踏まえ、法の定義に基づき判断し、対応します。
- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童が心身の苦痛を感じていない場合も、いじめと同様に対応します。
- 児童の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや、多くの児童が被害児童としてだけではなく、加害児童としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応します。
- 軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童が謝罪し良好な関係を再び築くことができた場合等においては、いじめという言葉を使わず指導するなど、状況に応じ、柔軟に対応します。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を法第22条及び条例第5条に規定する組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）で情報共有して対応します。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとします。日頃からグループ内で行われているとして、けんかやふざけ合いを軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことがないように、ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応します。

- 児童が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、学校として特別な配慮を必要とする児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。

## (2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしからいじめ、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれるため、教育的な配慮やいじめを受けた児童生徒の意向を十分に配慮した上で、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求め対応するとともに、学校警察連絡協議会等を活用し、日頃から緊密に連携できる体制を構築する必要があります。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わないいじめ」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意する必要があります。

本校においては、アンケートで「いじめはどんな理由があっても許されないと思う」という回答が100%であり、いじめ行為に対する認識は定着していると言えます。

しかし、些細な言い争いやふざけ合いから、自己中心的な言動をしたり、相手の心情を傷つける言動をしたりしてしまふことがあります。

これらを踏まえて、「いじめ防止対策推進法」「旭川市いじめ防止対策方針」をふまえた「認知」やその前後の対応を、学校いじめ対策組織会議を中心とした学校組織として丁寧に行います。

## (3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意していきます。

- いじめは、児童同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童にも生じ得る。
- いじめは、単に児童だけの問題だけでなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする観衆

の存在、暗黙の了解を与えている傍観者の存在、所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。

- 児童一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、児童の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 児童の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

#### (4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童といじめを行った児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断していきます。

##### ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

※いじめの被害の重大性等から、更に長期の期間が必要と判断される場合はいじめ防止対策委員会及び教育委員会の判断により、期間を延長する。

##### イ いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確

#### (5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

アの生命、心身又は財産に重大な被害については、

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合などが該当します。

イの相当の期間については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としますが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応します。

## 第2章 学校が実施するいじめ防止等の取組

### 1 本校のいじめの実情および令和8年度の目標

本校では、年3回のいじめ実態調査（児童アンケート）を行っています。また、月に1度、児童との面談方式による教育相談を実施し、子どもの心に寄り添い、いじめの早期発見に努めています。その結果、昨年度は全校において、いじめの認知は11件でした。校内の「いじめ防止対策委員会」が中心となり、保護者と連携を図りながら子どもたちを見守っています。質問項目「いじめはどんなことがあっても許されない」については、肯定率100%（となり、いじめ行為に対する認識は定着していると言えます。本実態調査の結果は、学校だよりや学級通信、学校運営協議会等をとおして、保護者・地域にも伝えていきます。今年度も「いじめの芽は、どの児童にも生じ得る。」という立場の下、些細な言動や行為がいじめに繋がっていくという意識をさらに高め、常にアンテナを張り巡らしていきます。また、「嫌な思いをしたとき」相談する相手に、先生や家族と回答した児童が多いことから、引き続き、保護者との日常的な連携を大事にしていきます。

令和8度は、「児童アンケート調査」（年3回）、「教育相談」（毎月実施）、「ストレスチェック（5年生以上）」、教職員による「いじめ発見・見守りチェックリスト」の活用等により、「いじめ見逃しゼロ」を目標に積極的な認知を進めます。また、今年度は、昨年度に引き続き、いじめアンケート「いじめはどんなことがあっても許されない」についての肯定率100%を目指します。

### 2 児童が主体となった取組の推進

令和7年度4月。各学級で「学校いじめ防止基本方針」について学習した後に、「ストップいじめ宣言」を策定しました。また、児童会を中心に「全校遊び集会」や「お助けカード」の主体的な取組も実施しました。「全校遊び集会」では、全校児童が学年に関係なく活動することで、お互いを知り、助け合い、認め合う関係づくりをしました。「お助けカード」の取組では、学年を問わず、学校生活で助けてもらったことを伝え合い、感謝の気持ちをいたわりの気持ちを全校に広げました。

令和8年度も、児童が中心となって、創意工夫を凝らし、いじめを生まない関係づくりを進めていきます。

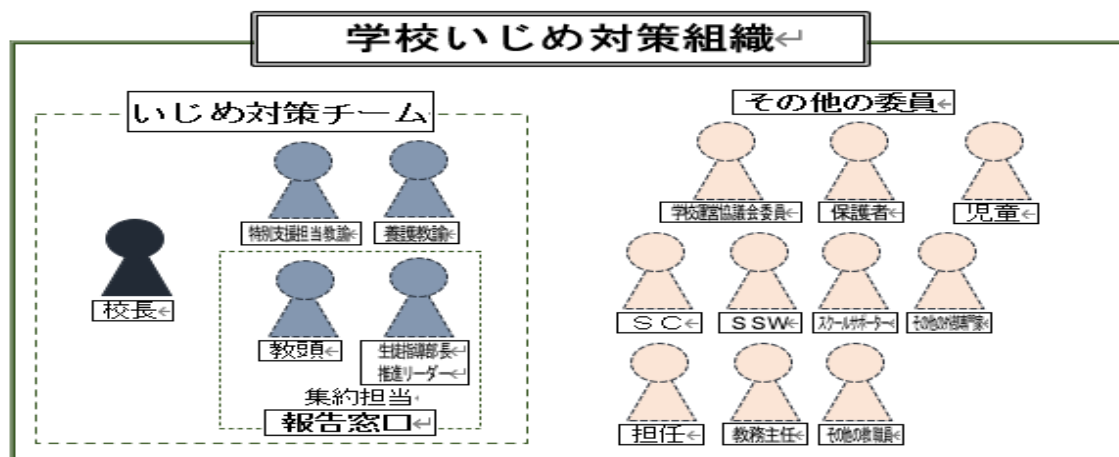
### 3 いじめ防止のための組織の設置

#### （1）いじめ防止対策チーム（学校いじめ防止対策組織）の構成

本校では、いじめの問題を特定の教職員で抱え込むことなく組織的に対応します。複数の目による状況の見立てによって、いじめの防止や早期発見、対処について、より実効のないいじめの問題の解決に努めます。法に基づき、校長をリーダーとした複数の教職員等による「学校いじめ対策チーム」を設置します。

いじめの防止については、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計

画（学校いじめ防止プログラム）の作成や実施の際、保護者の代表、地域住民の代表として学校運営協議会委員などを加えて組織を構成し、いじめへの対処等は、必要に応じてスクールカウンセラーなどの外部専門家等を加え、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組みます。



## (2) いじめ防止対策チームの体制

次のことを踏まえて、「学校いじめ対策組織」の体制を整備します。

- 児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さず、原則としてその全てを「報告窓口担当者」に報告するなど、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できる体制
- 当該組織に集められた情報は個別の児童ごとに記録するなど、複数の教職員が個別に認知した情報を集約し共有できる体制
- 構成員全体の会議と日常的な「いじめ対策チーム」の会議を目的や学校規模等に応じて適切に開催するなど、機動的に運用できる体制
- いじめの問題に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制

## (3) いじめ防止対策チームの役割

「学校いじめ対策チーム」においては、次の役割を担います。

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくりを行う役割
- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめの情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む。）があったときには「いじめ対策チーム」の緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、関係児童に対する聴取り調査やアンケート調査により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割
- いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画(学校いじめ防止プログラム)の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画(学校いじめ防止プログラム)に基づき、いじめの防止等の校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割(PDCAサイクルの実行を含む。)
- 学校いじめ防止基本方針の内容が、児童や保護者、地域住民から容易に理解される取組を行う役割
- いじめを受けた児童を徹底して守り通し、事案を解決する相談・通報を受け付ける窓口であるなど、「学校いじめ対策組織」の役割が、児童や保護者、地域住民からも容易に理解される取組を行う役割
- 「いじめ対策チーム」の会議を含め、「学校いじめ対策組織」の会議の内容を記録し、文書管理規程の保存年限を厳守の上、整理・保管する役割

## 4 いじめ防止の取組

学校は、児童がいじめに向かわないよう、社会性や互いの人格を尊重する態度を醸成するとともに、自己有用感や自己肯定感を育む指導に取り組めます。

また、学校は、児童に対して、傍観者とならず、「学校いじめ対策チーム」への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう啓発を行います。

学校は、いじめの防止のため、次の取組を進めます。

### (1) いじめについての共通理解

- ・ いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修において周知し教職員全員の共通理解を図ります。
- ・ 教育委員会が実施する「いじめ防止対策研修会」や生徒指導研究協議会等の教職員研修の成果を還元し、教職員全員の共通理解を図ります。
- ・ 全校集会や学級活動などにおいて校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人権侵害であり人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成します。
- ・ いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、学校いじめ防止基本方針(児童版)の作成を支援し、「学校いじめ対策組織」の存在や活動について、児童が容易に理解できる取組を進めます。
- ・ いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるため、教職員への研修、児童への指導及び保護者への啓発に計画的に取り組めます。

### (2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・ 児童の発達段階や実態に応じた人権教育学習の実施など、学校の教育活動全体を通じた人権に関する教育の一層の充実により、多様性を理解するとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を醸成する取組を進めます。

- ・ 児童が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう学校教育全体を通じて性暴力防止に向けた「生命（いのち）の安全教育」の充実を図ります。
- ・ 家庭や地域と連携を図り、地域の人材、自然や歴史的風土、伝統、文化など多様な教育資源を活用して、児童の発達段階に応じた道徳教育の充実を図ります。
- ・ 児童の発達段階に応じて、他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操や社会性、規範意識を育むため、地域の教育資源を生かした教育活動や体験活動を推進します。
- ・ 自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てます。
- ・ インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、児童の発達段階に応じ、プライバシーの保護や、セキュリティの必要性の理解、情報の受発信におけるエチケットの遵守など、情報化社会の中で適正に行動するための基となる考え方や態度を育成する「情報モラル教育」や、情報を利用して自己の生き方や社会を豊かにするための基礎・基本となる情報活用の実践力の育成に関する教育の充実と啓発に取り組みます。

### **（３）いじめが生まれる背景と指導上の注意**

- ・ いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを推進します。
- ・ 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方について共通理解を図るとともに、細心の注意を払います。
- ・ 児童が規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる授業づくりや、人格が尊重され安心して過ごせる集団づくりを進めるとともに、児童の望ましい人間関係を形成する力の育成を図る取組を推進します。
- ・ 学校として「性的マイノリティ」とされる児童に対して、プライバシーに十分配慮しながら、日頃から適切な支援を行うとともに、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。
- ・ 「多様な背景を持つ児童」については、日常的に、当該児童の特性等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。
- ・ 配慮を必要とする児童の交友関係の情報を把握し、入学や進級時の学級編制や学校生活の節目の指導に適切に反映します。

### **（４）自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実**

- ・ 教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると実感することができる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感を高める取組を推進します。
- ・ 児童の個性の発見、よさや可能性の伸長及び社会的資質・能力の発達を支えるため、日常的に、児童への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び授業や行事を通じた個と集団への働きかけを行います。
- ・ 自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫

を図ります。

- ・ 自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進めます。

自己有用感～他者との関係の中で「自分は役に立っている」など、自らの存在を価値あるものと受け止められる感情  
自己肯定感～「自分は良いところがある」「自分は〇〇できる」など、自らを積極的に評価できる感情

## (5) 系統だった人権に関わる学習

旭川市教育委員会からの教材等を活用し、人権擁護の意識を育ませます。

- 生命（いのち）の安全教育の授業 ～ 1、3、5年生

子どもたちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないために自分と相手の体を大切に  
する態度や性暴力が起きた時に適切に対応する力を身付けさせる授業を実施します。

- 「CAPあさひかわ」による、子どもが暴力から自分を守るための人権教育プログラム  
～3年生

- SNSのコミュニケーションについて考える授業 ～ 2、4、6年生

オンラインゲームのチャット機能などを利用したコミュニケーションにおいて起こり  
得るトラブルや原因から、よいコミュニケーションの在り方や、ネットいじめの防止につ  
いて考えさせる授業を実施します。

- 情報モラル教育（1学期1回、2学期1回）～全学年

## (6) 旭川市いじめ防止対策推進条例に関する学習 ～ 5、6年生

令和5年に施行された「旭川市いじめ防止対策推進条例」を理解し、いじめが人に与える影響  
や、いじめが起きたときの対処の仕方、自らいじめを生まないための行動等について学習します。

## 5 いじめの早期発見と積極的な認知

いじめの防止には、「いじめの芽は、どの児童にも生じ得る」という意識を常にもち、その兆  
候を見逃さないことが大切です。また、いじめの認知に対して、教師一人一人の主観的な判断を  
行わず、「いじめ防止対策委員会」にて法令や指針に則り判断する必要があります。「いじめ防  
止委員会」を月に1回以上開催し、いじめの早期発見に努めます。

学級担任だけでなく全ての教師への相談が可能なこと、関係機関等との電話相談窓口につ  
いて周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備する。

- 面接による教育相談を実施し、児童一人一人と話し合う時間を設ける。
- いじめの兆候に際し、児童への聞き取りとともにチェックリストを活用することによっ  
て、客観的に事実を把握し、積極的に認知を進める。
- 担任は、日常より児童と積極的に関わることによって、変調を見逃さないように努め、  
相談しやすい雰囲気づくりに努める。
- 児童及び保護者に、保健室（養護教諭）や相談室（スクールカウンセラー等）の利用や

# いじめ発見・見守りチェックリスト

## 日章小学校いじめ防止対策委員会

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_組 \_\_\_\_\_記入者 \_\_\_\_\_【記入日 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日】

### 日常の行動や様子等

児童名

- 遅刻・欠席・早退が増えた。  
〔 \_\_\_\_\_ 〕
- 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。  
〔 \_\_\_\_\_ 〕
- 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は訪問する。  
〔 \_\_\_\_\_ 〕
- 教職員のそばにいたがる  
〔 \_\_\_\_\_ 〕
- 登校時に、体の不調を訴える。  
〔 \_\_\_\_\_ 〕
- 休み時間に一人で過ごすことが多い。  
〔 \_\_\_\_\_ 〕
- 交友関係が変わった。  
〔 \_\_\_\_\_ 〕
- 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。

### 授業や給食の様子

児童名

- 教室にいつも遅れて入ってくる。〔 \_\_\_\_\_ 〕
- 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。〔 \_\_\_\_\_ 〕
- 発言したり、褒められたりすると冷やかしゃからかいがある。〔 \_\_\_\_\_ 〕
- グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。〔 \_\_\_\_\_ 〕
- グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。〔 \_\_\_\_\_ 〕
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする。〔 \_\_\_\_\_ 〕

### 授業や給食の様子

児童名

- 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。〔 \_\_\_\_\_ 〕
- ゴミ捨てなど、人の嫌がる仕事をいつもしている。〔 \_\_\_\_\_ 〕
- 一人で下校することが多い。〔 \_\_\_\_\_ 〕

アンテナを高く、細やか所にも目を向けて、日常から積極的な見取りを行いましょう！

## 家庭用・子どもの様子チェックリスト

子どもの中には、家族に心配をかけたくないという思いから、いじめられていることを打ち明けられないお子さんもいます。しかし、必ずと言ってよいほど兆候が見られます。

いじめを早期に発見するため、次の項目を参考にチェックしてみてください。

### 登校するまでの様子

- 朝、なかなか起きてこない。
- いつもと違って、朝食を食べようとしない。
- 疲れた表情をしている。ぼんやりとしている。ふさぎこんでいる。
- 登校時間が近づくと、頭痛や腹痛、発熱、吐き気など体調不良を訴えて登校を渋る。
- 友達の荷物を持たされている。
- 一人で登校（下校）するようになる。遠回りをして登校（下校）するようになる。
- 途中で家に戻ってくる。

### 日常における家庭生活の変化

- 服の汚れや破れ、身体にあざや擦り傷があっても理由を言いたがらない。
- すぐに自分の部屋に駆け込み、なかなか出てこない。外出したくない。
- いつもより帰宅が遅い。
- 電話に出たがらない。
- お金の使い方が荒くなったり、無断で家から持ち出すようになったりする。
- 成績が下がり、書く文字の筆圧が弱くなる。
- 食欲がなくなる。ため息をつくことが多くなる。なかなか寝付けない。

### 持ち物の変化

- 持ち物などが壊されている。道具や持ち物に落書きがある。
- 学用品や持ち物がなくなっていく。買い与えた覚えのない品物を持っている。

### 友人関係の変化

- 遊んでいる際、友達から横柄な態度をとられている。友達に横柄な態度をとる。
- 友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。
- 友達から頻りに電話がかかってきて外出が増える。メールやSNSなどを気にする。
- いじめの話をするとう強く否定する。

### 家族との関係の変化

- 親と視線を合わせない。
- 家族と話をしなくなる。学校の話をしなくなる。
- 親への反抗や弟や妹をいじめる、ペットや物にやっあたりする。

お子さんの様子について気になることがありましたら教職員にお知らせください。スクールカウンセラーに相談することもできます。遠慮なくご連絡ください。

旭川市立日章小学校 電話 0166-22-3801

## 主な相談窓口（小学生）

◆旭川市子どもSOS電話相談（いじめ・不登校）  
 <電話番号> 0120-126-744（いじめなしよ）  
 <受付時間> 平日 8:45~17:15（祝日、12月30日~1月4日を除く）

◆子ども家庭センター  
 <電話番号> 代表 0166-26-5500  
 子どもホットライン 0120-528506（こんにちはコール）  
 <受付時間> 月・木 8:45~20:00 火・水・金 8:45~17:15

◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）  
 <電話番号> 0120-007-110 <LINEじんけん相談>  
 平日 8:30~17:15  
 （ゼロゼロなのひやくとおばん）  
 <受付時間> <こどもの人権SOSチャット>  
 平日 8:30~17:15 平日 8:30~17:15



◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）  
 <電話番号> 0166-31-5511 <受付時間>  
 平日 9:00~16:00

◆法テラス旭川  
 <電話番号> 0570-078391 <IP電話番号> 050-3383-5566  
 <受付時間> 平日 9:00~17:00

◆上川教育局教育相談電話  
 <電話番号> 0166-46-5243 <受付時間>  
 平日 8:45~17:30

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）  
 <電話番号> 0120-3882-56  
 0120-0-78310（24時間子供SOSダイヤル）  
 <受付時間> <メール相談>  
 毎日24時間 sodan-center@hokkaido-c.ed.jp

◆北海道こころの健康SNS相談窓口（北海道保健福祉部）  
 <受付時間>  
 平日、土曜日、祝日 18:00~22:00  
 日曜日 18:00~翌朝6:00



◆おなやみポスト（北海道教育委員会）

<Web サイト>

<https://www2.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/kodomo-sos/>



◆児童相談所虐待対応ダイヤル（北海道保健福祉部）

<電話番号>

189（いちはやく）

<受付時間>

毎日24時間

◆チャイルドライン（認定NPO法人チャイルドラインほっかいどう）

<電話番号>

0120-99-7777

<受付時間>

毎日 16:00~21:00（12/29~1/3除く）

◆少年サポートセンター「少年相談110番」（北海道警察）

<電話番号>

0120-677-110

<受付時間>

平日 8:45~17:30

◆性暴力被害者支援センター北海道【SACRACH さくらこ】（北海道、札幌市）

<電話番号>

050-3786-0799 または #8891

<受付時間>

平日 10:00~20:00（土日祝日、12/29~1/3除く）

<メール相談>

sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp

◆こころの電話相談（北海道立精神保健福祉センター）

<電話番号>

0570-064-556

<受付時間>

平日 9:00~21:00 土日祝 10:00~16:00

◆北海道いのちの電話（社会福祉法人北海道いのちの電話）

<電話番号>

011-231-4343

<受付時間>

毎日24時間

◆北海道ヤングケアラー相談サポートセンター（北海道保健福祉部）

<電話番号> 0120-516-086 080-4136-4129（24時間365日受付）

<受付時間> 平日8:45~17:30

<メール等>

hokkaidoyoung.carer2022@gmail.com（メール相談）

080-9612-1247（SMS専用）

facebook.com/hokkaidoyoung.support（Facebook）

@youngcarer2022（X：旧Twitter）

◆親子のための相談LINE こども家庭庁

<受付時間>

平日 9:00~17:00



## 7 いじめへの対応

いじめの発見や通報後は、児童や保護者が安心できるよう、組織的に対処することが必要です。いじめを受けた児童の安全を確保するとともに、保護者に連絡し今後の対応等を説明し信頼関係の維持に努めます。そして、状況の把握や事実確認、児童への指導等を進めていきます。

### (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ①遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、行為を止めさせます。
- ②児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴します。
- ③いじめを受けた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保します。
- ④発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「学校いじめ対策組織」に直ちに情報を共有する。その後は当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。
- ⑤いじめを受けたとされる児童が関係児童への事実確認を望まない場合や、関係児童から聴き取りした内容に齟齬がある場合など、いじめの行為の認定に至らないときであっても、いじめを受けたとされる児童の立場に立っていじめ事案として積極的に認知し、関係児童の見守り等を行います。
- ⑥いじめと認知した場合は、いじめを受けた児童及び保護者の意向、当該児童の心身の苦痛の程度、いじめの行為の重大性等を踏まえ、「学校いじめ対策組織」において、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを決定し、いじめの解消に至るまで組織的かつ継続的に支援や指導を行います。
- ⑦いじめ事案やいじめの疑いのある事案は、認知の有無にかかわらず、全ての事案についていじめを受けたとされる児童の保護者に連絡するとともに、教育委員会に報告します。
- ⑧インターネットやSNS等に不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下、速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求めます。
- ⑨いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には、被害を受けた児童の生命や安全を守ることを最優先とし、法第23条第6項に基づき、ためらうことなく直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。
- ⑩児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求めます。

### (2) いじめを受けた児童及びその保護者への支援

- ①いじめを受けた児童から、事実関係の聴取を迅速に行います。その際、自尊感情を高めるよう留意します。
- ②家庭訪問等により、その日のうちに当該保護者に事実関係を伝えます。
- ③いじめを受けた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめを受けた児童の安全を確保します。

- ④いじめを受けた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめを受けた児童に寄り添い支える体制をつくります。
- ⑤いじめを受けた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて、いじめを行った児童や保護者の理解の下でいじめを行った児童を別室において指導するなど、いじめを受けた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図ります。
- ⑥いじめを受けた児童の保護者に対して、当該児童が安心して学校生活を送れるようにするための支援策について丁寧に説明し、理解を得るとともに、当該児童の学校生活の様子や支援策に取り組んだ結果の改善状況等について定期的に情報提供します。
- ⑦いじめを受けた児童が登校できない状況となっている場合は、学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行い、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得て対応します。
- ⑧状況に応じて、スクールサポーター（警察官経験者）など外部専門家の協力を得て対応します。

### **（３）いじめを行った児童への指導及びその保護者への助言**

- ①いじめを行ったとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールサポーター（警察官経験者）など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめを止めさせ、その再発を防止する措置をとります。
- ②事実関係の確認後、迅速に当該保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。
- ③いじめを行った児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。
- ④いじめを行った児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮します。
- ⑤児童の個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行います。
- ⑥いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに法第26条に基づく出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行います。
- ⑦教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも考えられます。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめを行った児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行います。

### **（４）いじめが起きた集団への働きかけ**

- ①いじめを傍観していた児童に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気を持つよう伝えます。
- ②はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であ

ることを理解させます。

- ③学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深めます。

## (5) 性に関わる事案への対応

- ①他の事案と同様に、「学校いじめ対策組織」において、組織的にいじめであるか否かの判断を行うとともに、児童のプライバシーに配慮した対応を行います。
- ②事案の対応に当たっては、管理職や関係教職員、養護教諭等のチームを編制し、児童に対して同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割分担を行います。
- ③チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理を徹底します。
- ④事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や児童相談所等の関係機関との連携を図ります。
- ⑤犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には、被害を受けた児童の生命や安全を守ることを最優先とし、法第23条第6項に基づき、ためらうことなく直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。

## (6) 関係児童生徒が複数の学校に在籍する事案への対応

学校間で対応の方針や具体的な指導方法に差異が生じないように、教育委員会が窓口となり、各学校との緊密な連携の下、対応への指導助言を行うとともに、学校相互間の連携協力のもと、事案の解決に努めます。

## 8 いじめの解消

「第1章：2：(4) いじめの解消」においても記載したとおり、単に謝罪をもって安易に解消とせず、次の2つの要件が満たされている場合に、解消と判断します。

- いじめられた児童へのいじめとされた行為が、目安として少なくとも3か月止んでいる状態が継続していること。
- 上記の時点で、いじめられた児童本人及びその保護者に対し、面談等を行った結果、いじめられた児童が、心身の苦痛を感じていないと認められること。

学校はいじめの解消に向け、次の取組を進めます。

- (1) 学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保するとともに、当該児童の保護者に対し、関係児童の学校生活の様子や学校による支援策の実施状況について定期的に情報提供する。
- (2) 学校は、いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該児童について、日常的に注意深く観察する。

## 9 家庭や地域、団体との連携

学校いじめ防止基本方針を学校ホームページに掲載し、学校いじめ防止基本方針の内容を容易

に確認できる措置を講じるとともに、保護者懇談等における説明により、家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性について認識を広めます。

また、学校だよりや学校ホームページ等を通じて、いじめ防止に関わる年度の活動計画や、いじめ防止等に関わる児童の自主的な活動、学校の取組等を積極的に発信し、家庭や地域と共通理解を図り、緊密に連携します。さらに、保護者や地域住民の参画、スクールカウンセラー等外部専門家の活用、警察や民間の相談機関等との連携を行います。

## **10 関係機関との連携**

学校は、関係機関と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

- (1) いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には、被害を受けた児童の生命や安全を守ることを最優先とし、法第23条第6項に基づき、ためらうことなく直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。
- (2) いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、「学校いじめ対策組織」に、スクールカウンセラー、スクールサポーター（警察官経験者）等の外部専門家を加えて対応します。
- (3) 相談機関との連携については、管理職が窓口となり、個人情報保護に配慮しながら、いじめの早期発見のための貴重な情報と受け止めて適切に対応するとともに、対応の状況や結果について教育委員会に報告します。

# 早期発見・事案対処マニュアル

## 【いじめの把握・報告】

- ＜いじめの把握＞
- いじめを受けた児童や保護者
  - 学級担任
  - 児童アンケート調査や教育相談
  - 学校以外の関係機関や地域住民
  - 周囲の児童や保護者
  - 養護教諭等学級担任以外の教職員
  - スクールカウンセラー（SC）
  - その他
- ＜いじめの報告＞
- 把握者 → いじめ対策推進リーダー（生徒指導部長） → 教頭 → 校長

## いじめ防止対策委員会の開催

### 【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ防止対策委員会）】

- 事実関係の把握
- 「いじめ対処プラン」の作成（指導方針、指導方法、役割分担等の決定）
- 全教職員による共通理解
- いじめ認知の判断
- SCや関係機関等との連携の検討

### 【いじめ対策委員会による対処】

- いじめを受けた児童及び保護者への支援
- 周囲の児童への指導
- 関係機関（教育委員会、警察、子ども総合相談センター）との連携
- いじめを行った児童及び保護者への指導・助言
- SCなどによる心のケア

	いじめを受けた児童	いじめを行った児童	周囲の児童
学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全の確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。</li> <li>□ いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させるなど、謝罪の気持ちを醸成させる。</li> <li>□ 不満やストレスを克服する力を身に付けさせるなど、いじめに向かうことのないよう支援する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。</li> <li>□ 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。</li> </ul>
家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。</li> <li>□ 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。</li> <li>□ 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ いじめを受けた児童及び保護者の意向を確認し、教育的配慮のもと、個人情報に留意しながら、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。</li> </ul>

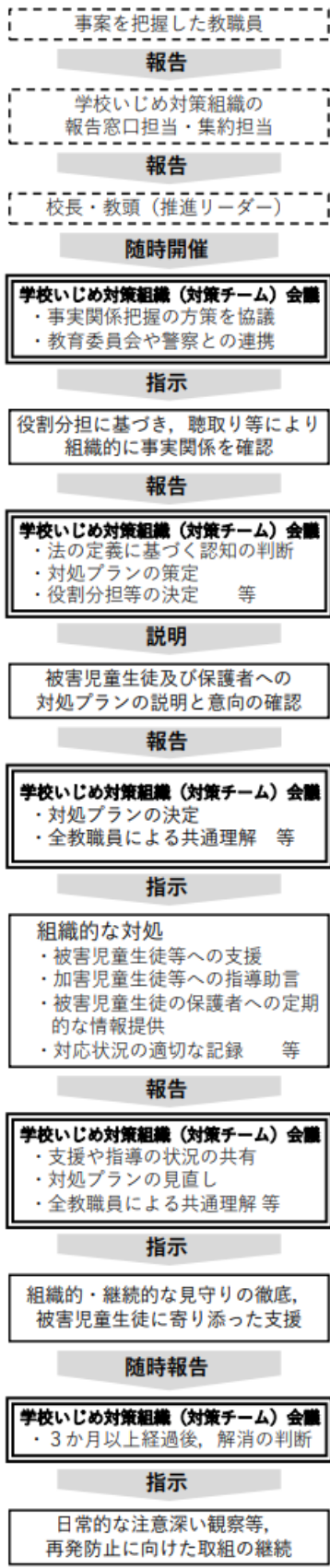
- いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断

### 【再発防止に向けた取組】

- |   |  |   |
|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 原因の詳細な分析                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 事実の整理、指導方針の再確認</li> <li>□ スクールカウンセラーなど外部の専門家等の活用</li> </ul> </li> </ul>                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教育内容及び指導方法の改善・充実                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 児童の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の一層の充実</li> <li>□ 道徳教育の充実等、児童の豊かな心を育てる指導の工夫</li> <li>□ 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家庭、地域との連携強化                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 教育方針やいじめ防止の取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開</li> <li>□ 学校評価を通じた学校運営協議会等によるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価</li> <li>□ 児童のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成</li> </ul> </li> </ul> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校体制の改善・充実                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 生徒指導体制の点検・改善</li> <li>□ 教育相談体制の強化</li> <li>□ 児童理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施</li> </ul> </li> </ul> |  |   |

# いじめ事案対応フロー

事案の把握から認知まで  
認知後の対応  
解消とその後の見守り



**把握した情報の速やかな報告**  
 > いじめの疑いのある事案を把握した教職員は、速やか（当日のうち）に、報告窓口担当（いじめ対策推進リーダー等）に報告します。教職員が情報を抱え込むことは法第23条第1項に反する行為です。

**学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催①**  
 > いじめの疑いのある事案について報告を受けた場合は、速やかに学校いじめ対策組織会議（又は、対策チーム会議）を開催し、いじめの事実関係把握の方策を協議します。  
 > 犯罪行為として取り扱われるべきいじめ行為を把握した際は、直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。  
 > 困難ケースに該当する事案については、教育委員会に速報します。  
 ※いじめの定義の3要件を満たす場合は、この時点で積極的かつ幅広く認知した上で、組織的に対応します。

**組織的な事実関係の確認**  
 > 役割分担に基づき、速やかに関係児童生徒から事情を聞き取るなどして、組織的にいじめの事実の有無を確認します。

**学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催②**  
 > 事実確認を踏まえ、法の定義に基づき、いじめの認知を判断します。  
 > いじめを受けたとされる児童生徒が事実確認を望まない場合や、関係児童生徒から聴き取りした内容に齟齬がある場合など、いじめとされる行為の認定に至らないときであっても、いじめ事案として積極的に認知します。  
 > 認知の有無にかかわらず、全ての事案についていじめを受けたとされる児童生徒の保護者に連絡します。

**教育委員会への報告** いじめ（疑いを含む）事案全て報告  
 困難ケースに該当する事案の概要の報告

**学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催③**  
 > いじめと認知した場合は、当該児童生徒の心身の苦痛の程度、いじめの行為の重大性等を踏まえ、いじめを受けた児童生徒及び保護者の意向を確認した上で、支援や指導助言の内容や、情報共有の在り方、教職員の役割分担を含む対処プランを決定し、いじめの解消に至るまで組織的かつ継続的に支援や指導を行います。

**組織的な対処**  
 > 策定した対処プランに基づき、いじめを受けた児童生徒及び保護者への支援や、いじめを行った児童生徒及び保護者への指導・助言、周囲の児童生徒への指導等を組織的・継続的に行います。必要に応じ、スクールカウンセラーによるカウンセリングの実施など、専門家と連携した支援を行います。  
 > いじめを受けた児童生徒が、いじめ事案を理由に欠席したと疑われる場合は、学校いじめ対策組織において情報を共有し、困難ケースとして教育委員会に速報します。

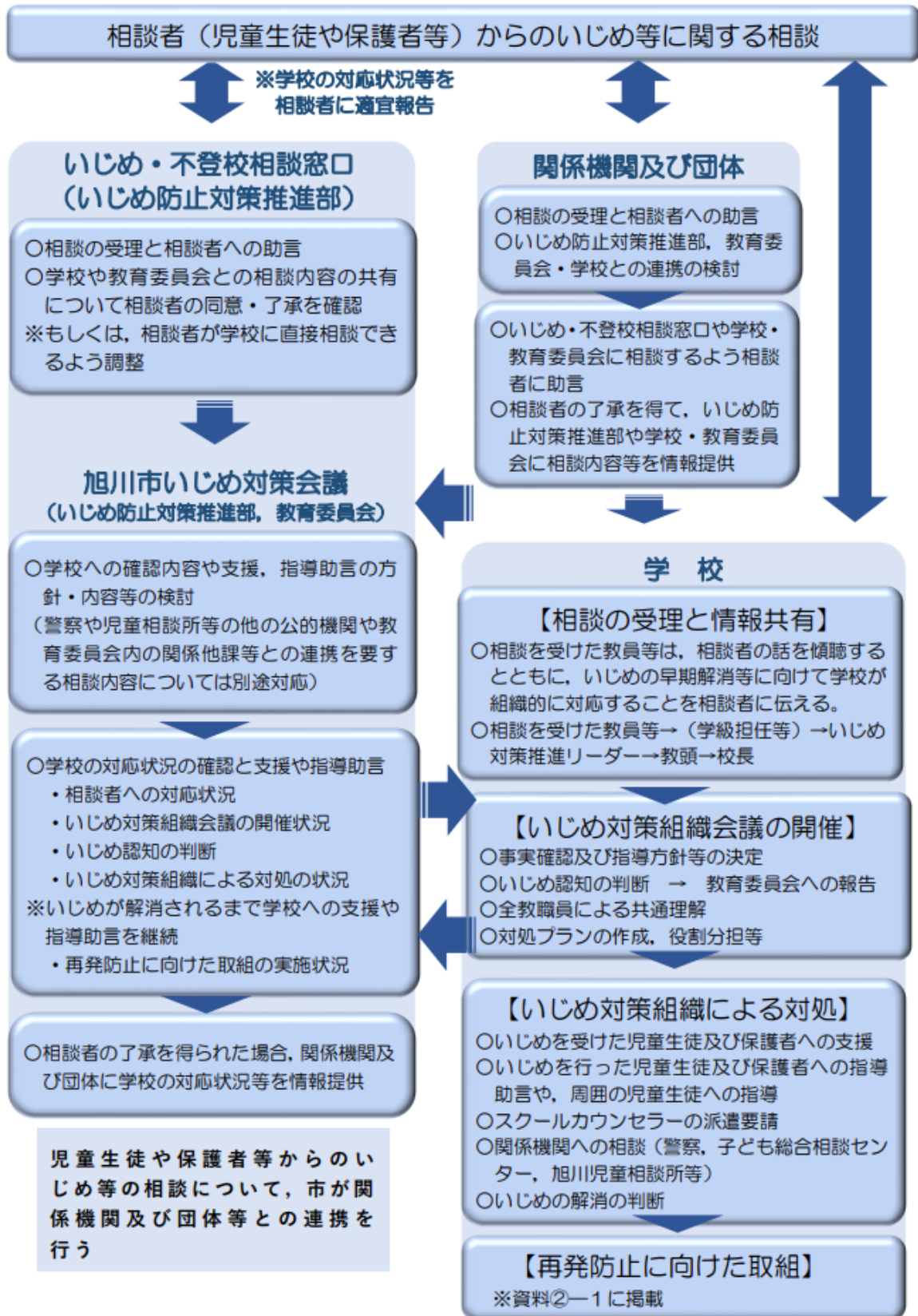
**教育委員会への報告** 認知した全ての事案の状況の毎月の報告  
 困難ケースに該当する事案の状況の毎週の報告

**学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催④**  
 > 毎月定例の学校いじめ対策組織会議において、支援や指導の状況を共有し、必要に応じて、対処プランの見直しを行います。

**いじめを受けた児童生徒と保護者への状況確認**  
 > 認知後に設定した見守り期間（少なくとも3か月）の経過後、いじめを受けた児童生徒とその保護者に対し、①いじめの行為が止んでいる状態が相当期間継続していること、②その時点でいじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを面談等により丁寧に確認するとともに、今後も見守りを継続的に行うことを説明します。

**学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催⑤**  
 > 上記①及び②について情報共有し、いじめの解消を判断します。  
 > 解消とならない場合は、対処プランを見直し、見守り等を継続します。  
 > いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に関係児童生徒の様子を注意深く観察します。

## いじめ等に関する相談対応フロー



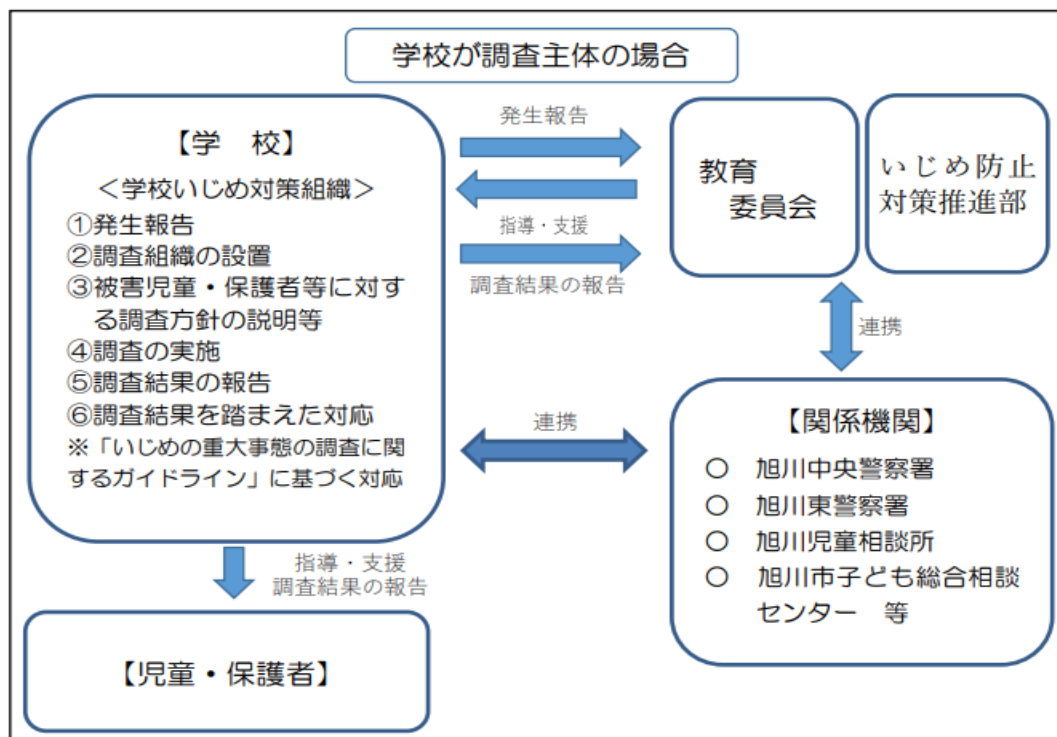
## 1 1 いじめの重大事態への対応

学校は、いじめの重大事態が発生した場合、法及び国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生を防止に取り組みます。

### (1) 重大事態の発生と緊急対応

- ①学校は、重大事態に該当する疑いがある事案を把握した場合、速やかに教育委員会に相談する。(特に、「不登校重大事態」の疑いがある場合、不登校重大事態における欠席の相当の期間は年間30日が目安となるが、欠席期間が30日に到達する前から教育委員会に報告・相談する。)
- ②児童やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして対応します。
- ③学校は、いじめを受けた児童や保護者に寄り添う担当者を配置し、支援等に取り組むとともに、いじめを行った児童に対し、内省を図るなど再発防止に向けた計画的な指導を行います。

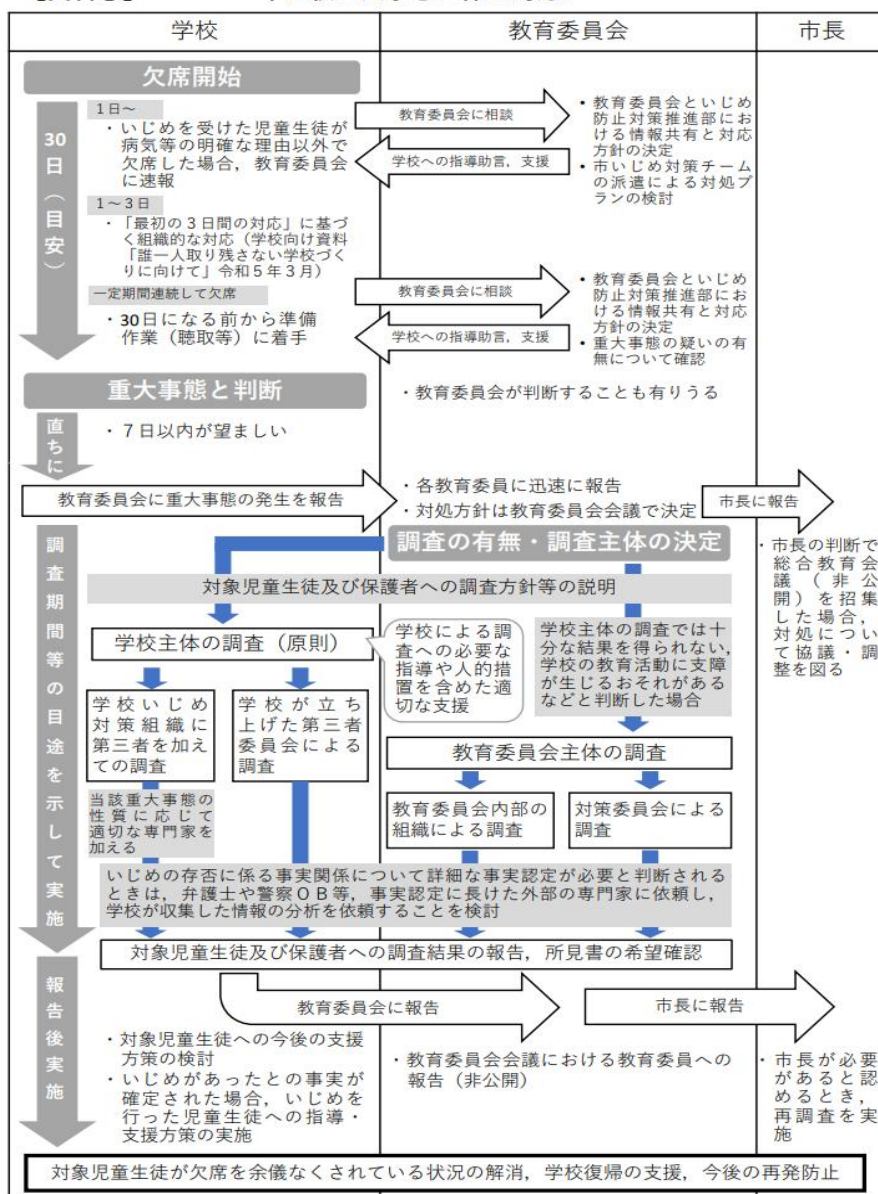
### (2) 学校による調査



- ・ 重大事態が生じた疑い又は重大事態が生じた場合は、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応します。
- ・ 学校が事実関係を明確にする調査を実施する場合は、「学校いじめ対策組織」において実施し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応します。
- ・ 調査結果は、被害児童及び保護者に対して適切に提供します。

### (3) 不登校重大事態に係る対応

【資料⑦】 不登校重大事態に係る対応フロー



## 12 学校いじめ防止基本方針の見直しと公表

本校は、教育委員会が作成する学校いじめ防止基本方針〈策定の指針〉等の改定や、自校のいじめの防止等の取組状況を踏まえて、毎年度、学校いじめ防止基本方針の点検・見直しを図ります。

- ・ 「学校いじめ防止基本方針」を学校ホームページに掲載するなどして公表するとともに、学校便り等を活用し、家庭や地域の理解と協力を得られるよう取組を進めます。
- ・ 入学式や参観日等の様々な機会を活用して、学校いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策について説明し、保護者等の理解と協力を求めます。
- ・ 本校は、教育委員会が作成する学校いじめ防止基本方針〈策定の指針〉等の改定や、自校

のいじめの防止等の取組状況を踏まえて、毎年度、学校いじめ防止基本方針の点検・見直しを図り、家庭や地域に公表します。

- ・ 「学校いじめ対策組織」を中心に、PDCAサイクルにより、学校の実情に即して適切に機能しているかどうかを点検し、必要に応じて見直します。
- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況について、児童や保護者を対象に実施する学校評価の評価項目に位置付けるとともに、評価結果を踏まえ、いじめの防止等のための取組の改善を図ります。

### **13 学校いじめ防止プログラム**

教育委員会が作成する学校いじめ防止基本方針〈策定の指針〉等の改定や、自校のいじめの防止等の取組状況を踏まえて、毎年度、学校いじめ防止基本方針の点検・見直しを図ります。また、学校いじめ防止基本方針を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表するとともに、家庭や地域の理解と協力を得られるよう取組を進めていきます。

いじめの未然防止のために、全ての教職員の共通認識を図るため、生徒指導上の諸問題等に関する校内研修や生徒指導事例研修などを活用し、計画的に行います。

スクールカウンセラーや旭川市子ども総合相談センターのスクールソーシャルワーカー、臨床心理士等を活用し、教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修の実施に努めます。

詳しくは、別記「日章小学校いじめ防止プログラム」を参照ください。

## 日章小学校いじめ防止プログラム

	4月	5月	6月（強調月間）
教 職 員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止対策委員会                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校いじめ防止基本方針の策定</li> <li>・学校ホームページ等での公開</li> </ul> </li> <li>○校内研修                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針と対応フローの共通理解</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止対策委員会                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ事案対応状況の情報共有等</li> </ul> </li> <li>○市主催「いじめ防止対策研修会」参加と還流</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止対策委員会                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート結果を情報共有等</li> </ul> </li> <li>○中央中地区の小中連携会議①</li> <li>○事例研修会① SC出席</li> <li>○道教委いじめ問題への取組状況の調査報告①</li> </ul>
	○いじめ事案全件報告（毎週）		
○教育相談（毎月）			↑
児 童	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学習及び生活の基礎づくり                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校基本方針理解</li> <li>・学習規律、基本的な生活習慣</li> </ul> </li> <li>○各学級のストップいじめ宣言策定</li> <li>○いじめ相談窓口の理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童が主体となった未然防止の取組（児童会企画）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめアンケート調査①</li> <li>○ストレスチェックの実施</li> <li>○いじめ・非行防止強調月間①                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童会によるいじめの取組の交流と活動</li> </ul> </li> </ul>
	○スクールカウンセラー教育相談		
家 庭 ・ 地 域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者懇談会                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針の説明</li> <li>・インターネット上のいじめ防止等に関する協力要請</li> </ul> </li> <li>○基本方針のHP公開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「メディアアンケート」実施</li> <li>○生活リズム強化週間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者懇談実施</li> <li>学校運営協議会                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止基本方針等説明</li> </ul> </li> </ul>

※通年でネットパトロールを実施

	7月	8月	9月
教 職 員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止対策委員会                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ事案対応状況の情報共有等</li> </ul> </li> <li>○人権教育に係る授業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止対策委員会                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ事案対応状況の情報共有等</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止対策委員会                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ事案対応状況の情報共有等</li> </ul> </li> <li>○校内研修                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・SCを講師に児童理解の研修</li> </ul> </li> </ul>
	○いじめ事案全件報告（毎週）		
○教育相談（毎月）			
児 童	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「生命の安全教育」授業</li> <li>○SNS非行防止教室</li> <li>○「情報モラル」授業</li> <li>○いじめ相談窓口の理解</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童が主体となった未然防止の取組（児童会企画）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童が主体となった未然防止の取組（児童会企画）</li> </ul>
	○スクールカウンセラー教育相談		
家 庭 ・ 地 域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○1学期の取組の状況等についての公表                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校だより・参観日 等</li> </ul> </li> <li>○OCAPIによる人権学習</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○参観日の道徳授業公開</li> </ul>

	10月（強調月間）	11月	12月
教職員	○いじめ防止対策委員会 ・いじめ事案対応状況の情報共有等 ○学級経営交流会① ※児童の様子交流	○いじめ防止対策委員会 ・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討 ○道教委いじめ問題への取組状況の調査報告② ○学校評価 ・いじめの防止等に関わる取組についての点検	○いじめ防止対策委員会 ・いじめ事案対応状況の情報共有等 ○事例研修会②
	○いじめ事案全件報告（毎週） ○教育相談（毎月）		
児童	○いじめ・非行防止強調月間② ・児童会によるいじめの取組の交流と活動 ○学校評価 ・いじめの防止等に関わる取組についての点検	○いじめアンケート調査② ○ストレスチェックの実施 ○児童が主体となった未然防止の取組（児童会企画）	○児童が主体となった未然防止の取組（児童会企画） ○全校百人一首大会の取組 ○いじめ相談窓口の理解
	○スクールカウンセラー教育相談		
家庭・地域	○PTA日章ギネスの実施	○生活リズム強化週間 ○学校評価 ・いじめの防止等に関わる取組についての点検	○2学期の取組の状況等についての公表 ・学校だより・参観日 等

※通年でネットパトロールを実施

	1月	2月	3月
教職員	○いじめ防止対策委員会 ・いじめ事案対応状況の情報共有等 ○中央中地区の小中連携会議②	○いじめ防止対策委員会 ・アンケート結果を情報共有等 ・いじめ事案への対応状況の情報共有等 ○学級経営交流会② ※児童の様子交流 ○市主催「いじめ防止対策研修会」参加と還流	○いじめ防止対策委員会 ・1年間のいじめ防止の取組や対処等の状況、指標等の検証 ・新年度に向けた指導や配慮が必要な状況等の確認 ○校内研修 ・「いじめ防止基本方針」の見直し改善
	○いじめ事案全件報告（毎週） ○教育相談（毎月）		
児童	○CAP人権学習(3年) ○全校百人一首大会の取組 ○生活・学習Actサミットを受けた小中連携の取組	○いじめアンケート調査③ ○ストレスチェックの実施 ○全校百人一首大会の取組	○いじめ相談窓口の理解
	○スクールカウンセラー教育相談		
家庭・地域	○PTA雪中運動会の実施	学校運営協議会 ・1年間の取組状況の説明 ・次年度の学校いじめ防止基本方針に関わる協議	○今年度の取組の状況等についての公表 ・学校だより・参観日 等

